



**令和 7 年度**

**北中山地区愛育会総会**

日 時 令和8年3月21日（土）  
午前 10 時 00 分～

場 所 北中山公民館 1 階大ホール

# 鯖江市民憲章

山があります。川があります。そして、やすらぎがあります。

ふるさと鯖江の祖先たちは、王山古墳の昔から日野の流れにあすを

みつめ、豊かな大地のめぐみに感謝しながらたくましく生きてきました。

わたしたちは、嚮陽(きょうよう)の心にふさわしい先人の歩みをうけつぎ、  
新たな飛躍をめざして誓います。

## わたしたちは清らかなまち鯖江を守ります

輝く緑と澄んだ水 そして花につつまれたそんな美しいまちを  
守ります

## 心豊かなまち鯖江を育てます

すこやかな出会いがあり、ともに喜びをわかちあえるそんな  
ほっとするまちを育てます

## 力あふれるまち鯖江をつくります

世界の友と手をつなぎ 限りなく未来を拓くそんな躍動する  
まちをつくります

## そして夢のひろがるまちづくりに努めます

わたしたちは、鯖江市民です。ともに学び、ともに生きる  
鯖江市民です。

# 令和7年度 北中山愛育会総会 次 第

1.開会のことば  
(市民憲章唱和)

2.会長あいさつ

3.来賓あいさつ

4.議 事

- 1) 令和7年度事業報告
- 2) 令和7年度決算報告  
会計監査報告
- 3) 令和8年度事業計画(案)
- 4) 令和8年度予算(案)
- 5) 新年度役員紹介
- 6) その他

5.閉会のことば

## 1. 令和7年度事業報告

北中山地区のだれもが健康で、家族みんなが明るくいいきと暮らすことができるようにとの願いを持って、

### 1) 声かけ活動を実践

受け持ち家庭の乳幼児、妊産婦から成人、高齢者の方々に声かけをし、健康の確認などの話し合いを行ってきている。

### 2) 特定検診・がん検診・各種健康診査の受診の促進、協力

各町内の行事の時や個々に呼びかけをしていく。

### ① 市健康づくり推進員として

開催日	内 容	会 場
5月31日(土)	委嘱式 研修会 まちの「健康」を考える～ひとまちも健康であるために～ 講師:福大医学部プライマリケア講座教授 井階友貴先生	アイアイ鯖江
8月 9日(土)	子宮頸がんと月経の正しい知識を学ぶ講演会	アイアイ鯖江
10月 4日(土)	防災についての研修会	アイアイ鯖江
12月20日(土)	市民公開講座 「知って安心！帯状疱疹—症状と予防のポイント」 講師:いしだ皮膚科クリニック 院長 石田 久哉先生	アイアイ鯖江

### \*結核予防活動「複十字シール運動」の推進

9月に結核予防の為に複十字シール募金活動に各町内で協力

② 地区愛育会支部長として(地区行事・地区公民館と協賛)

開催日	内容	会 場
6月12～13日 (木～金)	公民館合宿通学事業	北中山公民館
8月 2日(土)	北中山夢まつり (会長・堀川副会長参加)	北中山公民館
9月 20日(土)	北中山地区敬老会 準備 (会長参加)	北中山公民館
9月21日(日)	北中山地区敬老会	北中山公民館
11月 1日(土)	北中山地区文化祭 準備	北中山公民館
11月 2日(日)	北中山地区文化祭 愛育会コーナー 北中山っ子 元気でチュ! 写真展示 愛育会パネル、乳がんモデル、赤ちゃん人形等展示	北中山公民館
11月 23日(日)	お餅っちい まち 北中山 (まちづくりと兼任でお手伝い)	北中山公民館
11月 28日(金)	小学生テーブルマナー (和食)準備	北中山公民館
11月 29日(土)	小学生テーブルマナー (6年生)	北中山公民館
12月 5日(金)	小学生テーブルマナー (洋食)準備	北中山公民館
12月 6日(土)	小学生テーブルマナー (5年生)	北中山公民館
12月 14日(日)	北中山公民館大掃除	北中山公民館
2月8日(日)	衆議院選挙立ち合い (3名参加) 6:30～20:00	北中山公民館

**\*子育て支援ネットワーク委員会活動に協力**

『ひよこ広場』への参加等

**\*まちづくり委員会活動に協力**

委員会主催の事業への参加等

### ③ 会議

開催月日	会議名	審議内容
4月18日(金)	第1回 支部長会	・今年度 支部長会活動について
5月16日(金)	第2回 支部長会	・新役員顔合わせ ・合宿通学について
6月20日(金)	第3回 支部長会	・鯖江市健康福祉部健康づくり課推進連絡会(第1回)
7月18日(金)	第4回 支部長会	・鯖江市理事会で受講した消防職員による AED 講習の報告
8月22日(金)	第5回 支部長会	・複十字シール運動について ・北中山地区敬老会について
9月19日(金)	第6回 支部長会	・北中山地区敬老会について ・北中山地区文化祭について
10月17日(金)	第7回 支部長会	・北中山地区文化祭について ・小学生テーブルマナーについて
11月20日(木)	第8回 支部長会	・鯖江市健康福祉部健康づくり課推進連絡会(第2回) ・小学生テーブルマナーについて
12月18日(木)	第9回 支部長会	・鯖江市健康福祉部健康づくり課推進連絡会(第3回) ・令和8年度副支部長選出について
1月16日(金)	第10回 支部長会	・令和8年度役員選出について ・令和7年度愛育会総会について
2月20日(金)	第11回 支部長会	・鯖江市健康福祉部健康づくり課推進連絡会(第4回) ・役員引き継ぎ
3月19日(木)	第12回 支部長会	・令和7年度愛育会総会準備
3月21日(土)	総会	・令和7年度愛育会総会

#### \* 鯖江市愛育会理事会 会長参加

(毎月第1金曜日 アイアイ鯖江 午後7時30分～)

## 2. 令和7年度決算報告

### \* 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
助 成 金	100,000	100,000	地区助成金
事 業 収 益 金	0	0	
雑 収 入	0	209	貯金利息
繰 越 金	48,682	48,682	
合 計	148,682	148,891	

### \* 支出の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考	
会 議 費	30,000	20,479	会計監査、総会費	
事 業 活 動 費	80,000	87,817		
内 訳	公民館協力事業	34,000	41,017	文化祭、テーブルマナー 他
	各種活動費	46,000	46,800	地区活動費
事 務 費	5,000	788	コピー用紙代、コピー代	
予 備 費	33,891	0		
合 計	148,891	109,084		

収入合計－支出合計＝次年度繰越金額 ( 148,891 － 109,084 )

令和8年度北中山地区愛育会へ 39,807 円

# 会 計 監 査 報 告

令和7年度北中山地区愛育会会計について監査を実施したところ、  
収支共に正確に処理され、適正に執行されていることを認める。

令和8年 〇 月 〇 日

監事 玉村一三



監事 八幡 公代



### 3. 令和8年度 北中山地区事業計画(案)

#### 1. 地区および支部の活動テーマ

地域住民の健康づくりの推進

#### 2. 地区および支部の活動内容

1) 受け持ち世帯への声かけ活動

2) 各種健康診断の受診の促進

3) 研修会と健康教室などの開催及び参加

- ・ 市健康づくり推進員として、研修及び広報活動
- ・ 地域において、出前健康講座及び、地域住民の健康増進に関する事業を実施
- ・ 地区各種行事に協賛し、健康増進、健康啓発を実施

4) 結核予防・啓発活動「複十字シール運動」の推進

5) 役員会、支部長会、総会の開催

6) 子育て支援ネットワーク委員会活動、まちづくり委員会活動に協力

#### 4. 令和8年度予算(案)

##### \* 収入の部

項 目	予算額(円)	備 考	
助 成 金	100,000	地区助成金	100,000
事 業 収 益 金			
雑 収 入	0	貯金利息など	
繰 越 金	39,807		
合 計	139,807		

##### \* 支出の部

項 目	予算額(円)	備 考	
会 議 費	20,000		
事 業 活 動 費	79,000		
内 訳	公民館協力事業	39,000	
	各種活動費	40,000	
事 務 費	5,000		
予 備 費	35,807		
合 計	139,807		

## 令和8年度 北中山地区愛育会

	名 前
会 長	玉村 由紀恵
副会長	林 幸子
	南部 奈央
会 計	堀 妙
	塩路 知江子
書 記	田中 政美
	森井 弓子

町 名	名 前
落井町	南部 奈央
	田中 尚美
松成町	堀 妙
	大西 美保
川島町	森井 弓子
	酒井 紀子
戸口町	塩路 知江子
	小林 真由美
中戸口町	玉村 由紀恵
	玉村 きみよ
上戸口町	田中 政美
	室賀 啓子
磯部町	林 幸子
	大森 正恵

監事	木下 智子
	上坂 陽香

子育て支援 ネットワーク	南部 奈央
	堀 妙

まちづくり 委員会	林 幸子
	田中 政美

# 鯖江市北中山地区愛育会規約

(名称)

第1条 この会は鯖江市北中山地区愛育会(以下本会という)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は北中山公民館に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は地域の人々の保健と福祉に関した、いろいろな問題をとりあげ、その解決のためにどうすればよいかをお互いに考え相談しあい、手をたずさえてそれを実践し、ゆたかな町づくりをはかることを目的として、次の事業を行う。

(1) 受け持ち世帯への力添え

各家庭を訪問し、その家族と話し合い、保健と福祉についてのよき相談相手となる。

(2) 病気の早期発見

健康診査や保健相談などに対する奨励と援助を行う。

(3) 知識の習得

活動に必要な意識の習得と向上をはかるため、役員及び会員の研修会、愛育学級などを開催する。

(4) 疾病予防のための食生活に関する事業

(5) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は北中山地区に居住する住民をもって組織する。

2 本会は事業運営を円滑に行うために支部を置く。

3 本会は、各支部に支部長2名、各支部班に班長を置く。

4 本会は、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会 計 2名

(4) 書 記 2名

(5) 監 事 2名

(選出)

第5条 班長・支部長・役員の選出は次のとおりとする。

(1) 班長は支部内の会員の中より選出する。

(2) 支部長は支部ごとに毎年1名ずつ選出する。

(3) 会長・副会長は支部長会で選出し、総会で承認する。

(4) その他の役員については、支部長会において選出する。

(任務)

第6条 班長・支部長・役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 班長は受け持ち世帯の家庭訪問等の活動をする。
- (2) 支部長は班長をまとめ、支部の代表として事業の運営にあたる。
- (3) 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計事務の処理にあたる。
- (6) 書記は、本会の庶務事務にあたる。
- (7) 監事は、本会の収支について監査する。

(任期)

第7条 支部長の任期は2年とし、役員の任期は1年とする。

- 2 欠員を生じた場合の補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問答え、また意見を述べるができる。

- 2 本会に参与を置くことができる。参与は本会事業の指導と推進に協力する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会・支部長会・役員会及び班長会とする。

- 2 総会は定期及び臨時とし、会長が招集し、議事を審議する。
- 3 役員会・支部長会・班長会は、目的達成のために定期的を開催し、必要な事項を協議する
- 4 総会及び支部長会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の経費は下記に掲げるものを以って当てる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(年度)

第11条 本会の事業及び会計の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終えるものとする。

第12条 その他必要事項は、別に定める。

付則

この規約は、昭和55年3月9日より施行する。

付則

この規約は、昭和63年3月11日より施行する。

付則

この規約は、平成19年3月11日より施行する。

## 愛育会班活動とは・・・

・子供たちが健やかに生まれ育ち、病気・障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的とした住民の組織活動です。

・健康づくりは個人の努力と実践が基本ですが、一人ひとりで健康を守ることには限界があります。

・愛育班は個々の様々な健康問題を自分たちの課題として、共に手を携え、支えあい活動をしています。

## 具体的には・・・

①地域の人々すべてが対象です。

②みんなで生活上の健康問題を話し合い、解決していく組織活動です。

③行政と連携、協働によって活動しています。

④健康で住みよい「まちづくり」を目指しています。

## 声掛け・見守り・訪問・話し合い

・愛育班は通りや商店街などで出会った方や受け持ちの家庭を訪問して「お元気ですか」「お変わりないですか」と声をおかけします。

また、声かけなどで耳にした話題を地域の健康づくりに生かすため、声かけメモを記入します。

・声かけメモをもとに地域の健康課題を話し合います。

## 愛育班活動を楽しくするポイント

ポイント1 愛育班さん同士がお友達になる。地域の人々と顔見知りになる

ポイント2 愛育班員さん自身が楽しいと思うこと得意な事で活動する

ポイント3 保健師さんや保健所の人と相談する

ポイント4 できることを無理なく

愛育班活動は自分が住む地域を豊かにし自分が生活しやすい地域にするための活動。

誰のためでもない、自分達のための活動！！！！